

令和4年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧

合計29件（予算議案7件・決算議案4件・条例議案6件・一般議案8件・道路議案2件・人事議案2件）

〈予算議案〉

- 議案第114号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
議案第115号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
議案第116号 令和4年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第117号 令和4年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第118号 令和4年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第119号 令和4年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第120号 令和4年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

〈決算議案〉

- 議案第121号 令和3年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第122号 令和3年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
議案第123号 令和3年度さいたま市病院事業会計決算の認定について
議案第124号 令和3年度さいたま市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

〈条例議案〉

- 議案第125号 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

（所管課所・総務局人事部人事課）

地方公務員法等の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げる等のため、さいたま市職員の定年等に関する条例のほか14条例について、所要の改正等を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市職員の定年等に関する条例の一部改正
 - (1) 職員の定年引上げ
 - ア 職員の定年を、年齢60年から年齢65年に引き上げるもの。
 - イ 定年の引上げは、令和5年4月1日以降、2年に1歳ずつ段階的に行うもの。
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入
 - ・ 管理監督職の職員で一定の年齢に達した者を他の職に降任等させることとする管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、次に掲げる事項等を定めるもの。
 - ① 管理監督職は、管理職手当が支給される職（医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とするもの。
 - ② 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とするもの。
 - ③ 管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例について、要件等を定めるもの。
 - (3) 定年前再任用短時間勤務職員の採用
 - ・ 年齢60年に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することができる

きることとするもの。

(4) 情報提供及び意思確認

- ・ 当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢60年以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、年齢60年以後の勤務の意思を確認するよう努めることとするもの（ただし、令和4年度は準備行為として行う。）。

(5) 暫定再任用職員の採用

- ・ 定年の段階的引上げ期間中は、現行の再任用制度と同様に、定年退職者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を、1年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができることとするもの。

2 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- ・ 条例で引用しているさいたま市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

3 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正

- ・ 1(2)㊦の特例により任用されている職員は、公益的法人等に派遣することができないこととするとともに、その他規定の整備を行うもの。

4 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正

- ・ 1(2)㊦の特例により任用されている職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととするとともに、その他規定の整備を行うもの。

5 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

- ・ 短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。

6 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

- ・ 10(1)に規定する措置等に係る降給の際に給料月額の変動を通知する規定を追加するとともに、その他規定の整備を行うもの。

7 さいたま市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

- ・ 10(1)に規定する措置等の導入に伴い、減給処分の上限額に関し、現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を上限とする例外規定を追加するとともに、その他規定の整備を行うもの。

8 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- ・ 現行の再任用短時間勤務職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用することとするとともに、その他規定の整備を行うもの。

9 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・ 1(2)㊦の特例により任用されている職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととするとともに、その他規定の整備を行うもの。

10 さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 特定日以後の職員の給料月額の特例

- ・ 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（特定日）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に7割を乗じて得た額とすることとするもの。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員の給料の特例

- ・ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員については、当分の間、給料月額のほか降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することとするもの。

1 1 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料は、さいたま市職員の給与に関する条例の規定の例により、市長が別に定めるものとともに、その他規定の整備を行うもの。

1 2 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・ 現行の再任用制度の廃止に伴い、期末手当の支給に当たり権衡を考慮する常勤職員に係る規定の整備を行うもの。

1 3 さいたま市職員退職手当条例の一部改正

- ・ 退職手当の基本額の特例

ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同様に算定することとするもの。

イ 10(1)に規定する措置を受けた者に対する退職手当の基本額は、60歳に達する日以後における最初の3月31日までの勤続期間については同期間中の最も高い給料月額により算定することとするもの。

1 4 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・ 13の改正に伴い、平成19年改正時の経過措置について規定の整備を行うもの。

1 5 さいたま市職員の再任用に関する条例の廃止

- ・ 職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されるため、さいたま市職員の再任用に関する条例を廃止するもの。

(施行期日) 令和5年4月1日(1の一部については公布の日、13の一部については令和5年1月1日等)

議案第126号 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 再度の育児休業取得に係る要件の緩和

- (1) 再度の育児休業取得に係る要件のうち、育児休業等計画書による申出に係る規定を削除するとともに、その他規定の整備を行うもの。
- (2) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている任期を定めて採用された常勤の職員についても、非常勤職員と同様に、再度の育児休業取得を認めることとするもの。

2 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

- ・ 非常勤職員が子の育児休業を取得する場合、原則、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないこととされ

ていたものについて、子の出生後8週間以内に育児休業を取得するときは、子の出生後8週間と6月を経過する日までにその任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないことと要件を緩和するもの。

3 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

- (1) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子の1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするもの。
- (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子の2歳に達する日とする要件について、(1)と同様の改正を行うもの。
- (3) 非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件について、(1)の改正後も現行と同様のものとなるよう規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和4年10月1日

議案第127号 さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

地方公務員法等の一部改正を踏まえ、さいたま市教職員定数条例のほか4条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市教職員定数条例の一部改正

- ・ 短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。

2 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- ・ 現行の再任用短時間勤務教職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務教職員に適用することとするとともに、その他規定の整備を行うもの。

3 さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正

- ・ 短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定の整備を行うもの。

4 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 特定日以後の教職員の給料月額の特例

- ・ 当分の間、教職員の給料月額は、教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(特定日)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額に7割を乗じて得た額とすることとするもの。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された教職員の給料の特例

- ・ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された教職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員については、当分の間、給料月額のほか降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することとするもの。

5 さいたま市教職員退職手当条例の一部改正

- ・ 退職手当の基本額の特例

ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同様に算定することとするもの。

イ 4(1)に規定する措置を受けた教職員の退職手当の基本額は、60歳に達する日以後における最初の3月31日までの勤続期間については同期間中の最も高い給料月額に

より算定することとするもの。

(施行期日) 令和5年4月1日(5の一部については、令和5年1月1日等)

議案第128号 さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例の制定 について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室)

さいたま北部医療センターの跡地の利活用に係る事業者の選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センターの跡地の利活用に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会を設置することとするもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、事業者の選定基準の策定及び事業者の選定について、審議することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会は、委員5人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は、2の事項に係る審議が終える日までの間とすることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第129号 さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例の 制定について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

市営住宅及び市民住宅に係る入居者資格の条件等を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市市営住宅条例の一部改正

(1) 入居者資格の条件の見直し

- ・ 入居者資格の条件に、現に同居し、又は同居しようとする児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(以下「児童」という。)及びパートナーシップ関係の相手方があることを新たに加えるもの。

(2) 入居者の地位の承継範囲の見直し

- ・ 入居者の地位の承継の対象に、パートナーシップ関係の相手方を新たに加えるもの。

2 さいたま市市民住宅条例の一部改正

(1) 入居者資格の要件の見直し

- ・ 入居者資格の要件に、現に同居し、又は同居しようとする児童及びパートナーシップ関係の相手方があることを新たに加えるもの。

(2) 入居権利者の地位の承継範囲の見直し

- ・ 入居権利者の地位の承継の対象に、児童及びパートナーシップ関係の相手方を新た

に加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第130号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

地方公務員法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与の特例等
- ・ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与は、さいたま市職員の給与に関する条例の規定の例により、管理者が別に定めるものとするともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

《一般議案》

議案第131号 市民会館うらわ解体工事請負契約について

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

(内容)

- 1 契約の目的
市民会館うらわ解体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
12億6,500万円
- 4 契約の相手方
スミダ・田中・ハイシマ特定共同企業体

議案第132号 市営馬宮住宅解体工事請負契約について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

(内容)

- 1 契約の目的
市営馬宮住宅解体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
7億4,580万円
- 4 契約の相手方
日清・松永特定共同企業体

議案第133号 財産の取得について（小型水槽付消防ポンプ自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

火災現場における消火活動に必要な小型水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
小型水槽付消防ポンプ自動車 3台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京支店
- 3 取得額
1億5,345万円

議案第134号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

火災現場における消火活動に必要な災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得先
株式会社モリタ東京支店
- 3 取得額
1億3,288万円

議案第135号 財産の取得について（先端屈折式はしご付消防自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

災害現場における消防活動に必要な先端屈折式はしご付消防自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
先端屈折式はしご付消防自動車 1台
- 2 取得先
帝國繊維株式会社
- 3 取得額
1億7,600万円

議案第136号 財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）

（所管課所・消防局警防部警防課）

救助現場における救助活動に必要な救助工作車Ⅱ型を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
救助工作車Ⅱ型 1台

- 2 取得先
帝商株式会社埼玉営業所
- 3 取得額
1億5,829万円

議案第137号 財産の取得について（救急自動車）
（所管課所・消防局警防部警防課）

救急現場における救急活動に必要な救急自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示
救急自動車 3台
- 2 取得先
埼玉トヨタ自動車株式会社
- 3 取得額
1億758万円

議案第138号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について
（所管課所・建設局土木部広域道路推進室）

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

（内容）

- 1 障害者割引の追加
 - (1) 割引対象者が運転し、又は乗車する場合は、事前登録されていない車両についても障害者割引の対象とするもの。
 - (2) 障害者割引の申請手続について、オンラインによる申請を追加するもの。
- 2 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整の追加
 - ・ 特定区間における工事等の実施時に高速道路を降りずに迂回した場合、距離が延びたことで高くなる料金を調整する規定を追加するもの。

《道路議案》

議案第139号 市道路線の認定について
（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	0路線
開 発	9路線
合 計	9路線

議案第140号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0 路線
開 発	3 路線
合 計	3 路線

《人事議案》

議案第141号 人事委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人事委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
白鳥 敏男	再任

議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
鵜籠 雅之	再任